

月刊おおたっくす

令和3年9月版 vol.1.0

税理士法人おおた総合会計事務所 代表社員税理士

<http://www.otodakaikai.com/>

おおた労務管理事務所 代表特定社会保険労務士

<https://www.otaromu.com/>

経営革新等支援機関 音田崇幸 責任編集

◆最新補助金・助成金情報◆

○事業再構築補助金 *New!*

コロナ対策中の目玉補助金。第3回公募は締め切られたが、さらに2回程度の公募を予定している。先に払った経費の一部補填をしてくれるタイプであり、生産性向上の要件等の難解さから中小企業診断士・行政書士等のその道のプロにじっくり相談する必要があるそう。第2回公募の採択率が50%を超えたことが公表された。

<https://jigyousaikouchiku.jp/>

○コンテンツグローバル需要創出促進・基盤強化事業費補助金の創設 *New!*

海外に発信するコンテンツのプロモーション、試作映像の開発、日本における公演のデジタル配信等に要する経費の補助を受けられる芸術文化系の大型補助金。

<https://j-lodr2.jp/>

○「若手・女性リーダー応援プログラム助成事業」等の第2回エントリー期間開始迫る *New!*

第2回のエントリー申請は10月4日まで。女性または39歳以下の若手男性で、都内商店街で開業予定であり、実店舗を持っていない人が対象。対象経費は事業所整備費（助成率4分の3以内、助成限度額400万円）、実務研修受講費（同3分の2以内、同6万円）、店舗賃借料（同4分の3以内、同1年目は月額15万円、2年目は月額12万円）。

「商店街起業・承継支援事業」も同時期。都内商店街の店舗で開業・事業多角化による新規店舗開設または「事業承継」による店舗改装をする人が対象。対象経費は事業所整備費（助成率3分の2以内、助成限度額250万円）、実務研修受講費（同3分の2以内、同6万円）、店舗賃借料（同3分の2以内、同1年日月額15万円、2年日月額12万円）。

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/03/10/08.html>

○自動車事故対策費補助金の支給申請開始 *New!*

ドライブレコーダー・衝突被害軽減ブレーキ等の種々の設備導入費、社内安全教育費などにたいして補助率1/3～1/2で経費補助を行う制度がスタートした。自動車運送事業者を主な対象とする。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha07_hh_000380.html

https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/01asv/esc_03.html

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/subcontents/jikoboushi.html>

○小学校休業等対応助成金・支援金の再開 *New!*

令和2年度に実施していた「小学校休業等対応助成金・支援金」制度を再開する。令和3年8月1日以降12月31日までに取得した休暇を対象とする予定。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20912.html?fbclid=IwAR3xr8CKFeeNrg-LttYhcqavxesP75P4K24QbGOz2nQa2MCvIatKX3e-uxk

○トライアル雇用助成金に新コース創設 *New!*

通常より就業が難しいような人々を試行雇用することで受給できるトライアル雇用助成金に新コース「新型コロナウイルス感染症対応・短時間トライアルコース」が設けられた。新型コロナウイルス感染症の影響で離職し、これまで経験のない職業に就くことを希望している求職者を、無期雇用へ移行することを前提に、原則3か月間試行雇用するときに受給できるもの。

<http://www.chuokai-wakayama.or.jp/uploads/202107/trial.pdf>

○雇用調整助成金の特例措置は年末まで延長

雇用調整助成金の特例措置を11月末まで延長することが正式公表された。報道発表では年末までの継続が予定されているという。一般の事業主は、雇用調整助成金の特例措置の制度内で助成率や対象業種などが段階的に縮減されていく。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu/kin/pageL07.html

https://www.mhlw.go.jp/stf/r310cohotokurei_00001.html

○グリーン住宅ポイント、すまい給付金の契約締結期限迫る

住宅購入・リフォーム工事をした人が、一定の商品と交換できるポイントを最大100万円分受け取れる制度の「グリーン住宅ポイント」、収入が775万円以下の住宅購入者が受け取れる「すまい給付金」の対象となるための契約締結の期限が今年9月末日から11月末日に到来する。

https://greenpt.mlit.go.jp/?utm_source=yahoo&utm_medium=cpc&utm_campaign=brand&yclid=YSS.1001208295.EAIaIQobChMIV5D5p6zU8gIVA6yWCh30fQeFEAAAYBCAAEgLUmPD_BwE

<https://sumai-kyufu.jp/>

○月次支援金の申請受付継続中、各都道府県の上乗せ措置等も継続

2021年の月間売上が2019年または2020年の同月と比べて50%以上減少していること等が要件。一時支援金または月次支援金を既に受給していると二回目以降の申請が簡単になる。自治体の上乗せ措置や横出し（原則的な要件を満たさない事業者への助成金支給）措置も順次公表されている。

<https://ichijishienkin.go.jp/>

<東京都 月次支援給付金>

<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/hodohappyo/press/2021/06/07/25.html?fbclid=IwAR0-IIE-2RmlJkAgv9wDozxapwPm06jQ-PUQ-cZRTUiiQBafdedx8Zgny-s>

<神奈川県 中小企業等支援給付金>

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/jigyousya_sonota_shien.html?fbclid=IwAR0Z7TDoT4OKLx2QZ8Ji14q9S8s7GidRs_YiLyImIAlbHgx6OdbjBL7dRZw

その他、各県ごとに措置があります

○感染拡大防止協力金の早期支給継続中

飲食店を対象とした感染拡大防止協力金は支給対象期間を更新して継続している。申請に必要な書類が大きく簡略化される早期支給の方式も継続中。1,000平方メートル超の大規模施設を対象とした協力金も継続。いずれも9月末日までの休業を支給対象としている。

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/topics/emergency/jitan/>

○「サポカー」補助金の申請受付終了見込み公表継続

65才以上のドライバーが安全要件を満たした「サポカー」を購入すると、乗用車で10万円、軽自動車で7万円、中古車で4万円の補助金を受け取ることができる。予算上限に達して補助を打ち切られる時期の見込みが公表されている。

<http://www.cev-pc.or.jp/support-car/yosan.html>

◆その他のオススメ補助金・助成金◆

○小規模事業者持続化補助金

幅広い業種の幅広い経費で受給でき、補助金申請のプロに委託すれば採択率もかなり高い補助金。ただし少額。

<https://r1.jizokukahojokin.info/index.php/%E6%8C%81%E7%B6%9A%E5%8C%96%E8%A3%9C%E5%8A%A9%E9%87%91%E3%81%A8%E3%81%AF/>

○IT導入補助金

受給額が数百万までと、かなり幅がある助成金となっているIT補助金。

<https://www.it-hojo.jp/first-one/>

○ものづくり補助金

補助額の大きさ、採択率の低さ、安定的な制度スキームから熾烈な補助金申請のプロ同士の争いとなっている補助金。基本は製造業が対象。

<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

○事業承継・引継ぎ補助金

事業承継やM&Aを機に事業再構築や販路開拓に挑戦する費用を補助する「経営革新」と、M&Aで経営資源の引継ぎをするため専門家の活用費を補助する「専門家活用」の2類型で、いずれも補助率は3分の2。

上限は「経営革新」が400～800万円、「専門家活用」が400万円、いずれも条件次第で200万円が上載せられる。2次公募の締め切りは8月13日午後6時に終了。

<https://jsh.go.jp/r2h/>

○創業助成事業（東京都関連）

都内で創業予定の個人又は創業から間もない中小企業者等に対し、賃借料、広告費、従業員人件費等、創業初期に必要な経費の一部を助成するもの。難しい申請要件2は他に該当なしの場合、各区のセミナー等を受講し、「⑰都内区市町村長の証明」で満たすことが一般的。

<https://startup-station.jp/m2/services/sogyokassei/>

○感染症対策助成事業（東京都関連）

感染症対策の備品購入費、内装・設備工事費、消耗品費の一部を助成する。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/kansentaisaku.html>

○業態転換支援事業（東京都関連）

大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、デリバリー、テイクアウト等の新たなサービスにより売上を確保する取り組みに対し、経費の一部を助成する。

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/jigyo/conversion.html>

○テレワーク促進助成金（東京都関連）

テレワークの定着・促進に向け、都内中堅・中小企業等のテレワーク機器・ソフト等のテレワーク環境整備に係る経費を助成する。

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/03-telesoku.html>

○産業雇用安定助成金（厚労省）

令和3年2月に新設された、コロナ禍における事業縮小をうけて他社へ在籍型出向により労働者を送り出す事業主と、これを受け入れる事業主の両方に支給される助成金。賃金と出向環境整備・出向中に要する経費の一部を助成する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

◆補助金・助成金等のいろは◆

○「**補助金**」は先に支払った経費の一部を後から補填してくれるかも知れない（競争的な審査があり採択されるかどうか不明なため）タイプが多い。申請代理者に決まりはないが中小企業診断士、行政書士の一部が得意としている。

○「**助成金**」は労働関係で採用や環境改善を行った結果、定額をもらえるものが多く、支給額は多いもので50万円程度、主流は20万円程度。後にコスト増となった雇用契約の維持努力の永い時期が待っているケースもある。申請代行は社労士の独占業務。

○コロナ関係の各種「**協力金**」・「**給付金**」は、売上の減少等に対して簡単な申請書でかなりの額の金銭を支給してくれる有り難い制度が多い。簡単なため多くは自己申請でできる。

○「**経営力向上計画**」とは、自社の経営力を向上するために実施する計画で、認定された事業者は、税制特例の恩恵や金融の支援等を受けることができる。監督官庁に提出するもので、その担当者にもよるがおおむね審査は厳しいものではない。現在の税制・金融市場の動向を鑑みると、全ての事業者においてとりあえず計画の認定申請を出して損はない状況と言える。 **New!**

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_keieiryoku.pdf

○「**事業適応計画**」は「経営力向上計画」のSDGsバージョンとなっており、こちらも種々の税制特例を享受できるというメリットがある。 **New!**

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

◆融資関係◆

○金融公庫が事業承継支援に本格乗り出し

日本政策金融公庫は、創業希望者を対象に第三者から事業を引き継ぎ創業する戦略を学べるオンライン講座を8月に開講する。2019年3月には事業承継支援強化の一環で国民生活事業本部内に「事業承継支援室」を設置し同年4月から小規模事業者を中心に後継者不在の企業と創業希望者をマッチングする取り組みを始めた。

https://news.goo.ne.jp/article/newswitch/business/newswitch-27848.html?fbclid=IwAR2Et8F6ya0-3_75tVLP9Jm3uD8sYIXe0tOmkQJvD-OkXlzxK3RKS1AgZto

○金融公庫「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の条件緩和

特別貸付に該当するための要件となる「売上の5%減少」に、直近2週間の実績と過去との比較で見えてくれるなど緩和が施された。

https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/covid_19_t.html?fbclid=IwAR0fGWns8YcqRtwl2ISxn9M5cdAXEx6Y70Y6qkSw63kjaofvHPLDyhgyF60

◆会計・税務関係◆

○国税庁 年末調整のまとめページ更新 **New!**

令和4年度の業務に使用する各種申告書の様式も公表された。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/nencho2021/01.htm?fbclid=IwAR3p74bjwmGW08XXAvHHHcBBAAV26y-HGOkr-Ygibbs5DN1y8iOduuUyKSg>

○「退職所得の受給に関する申告書」が令和4年1月1日以後提出より様式変更 **New!**

勤続5年未満の短期で退職する場合の計算式の変更にあわせ、様式が変更される。

<https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kobetsu/hojin/kaisei/210908/pdf/01.pdf?fbclid=IwAR2XfxiZBzR8zN3Ngdugzjs1msVK5aDJrJizeccxvhnJcJqqScipynObZcg>

○「インボイス制度」適格請求書発行事業者登録の受付が10月1日より開始

自社で税務署から付番された番号を記載した請求書「インボイス」を作成・交付しなければ、令和5年10月1日以降に相手方（売上先）が消費税上の経費として税金を安く計算できなくなる制度。多数の一人親方や零細外注先を抱える事業者は消費税負担が急激に増加する可能性があるため、今まで消費税を払う義務の無かった協力先にも消費税課税事業者（消費税を支払う事業者）となって適格請求書発行事業者番号を取得するよう促す必要がある。制度開始に間に合うように番号を付番してもらうための適格請求書発行事業者登録申請書の提出期限は令和5年3月31日。

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_invoice_mokuji.htm?fbclid=IwAR3Lpj42oYRvs3bzqTf42IFVzqThdQHT6srmxS1ILzINAae3ZfQ5kT_D7CI

○新産業競争力強化法が8月2日に施行

①カーボンニュートラルに向けた投資促進（CN）税制 ②DX投資促進税制 ③繰越欠損金の控除上限の引上げ 等の税制特例が設けられている。税制特例適用のためには、各事業者が行っている事業の主務大臣より「事業適応計画」の事前認定を受ける必要がある。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/jigyo-tekio.html

○生命保険契約照会制度（生命保険協会）の創設

死亡、認知判断能力の低下、行方不明によって生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金等の請求を行うことが困難な場合等に、生命保険契約の有無を照会できる制度が令和3年7月1日より開始。

調査結果は生命保険契約の有無のみであり、生命保険契約の種類や保険金等の請求の代行は行わない。

https://www.seiho.or.jp/contact/inquiry/?fbclid=IwAR3jacFiqwfvUFHsuKauHUMCVlo3l_5cKIP4O5Wsv6w1HrXOD-JlcCuJrvM

○路線価公表6年ぶり下落 都心で空室増、全国1位もダウン

国税庁は7月1日、相続税や贈与税の算定基準となる2021年分の路線価（1月1日時点）を発表した。全国平均は前年比0.5%減と6年ぶりに下落した。新型コロナウイルスの感染拡大による都市部のオフィスやテナントの需要減、訪日客の減少が要因とみられる。

https://www.asahi.com/articles/ASP71321SP6XUTIL02V.html?fbclid=IwAR3SQDs93na0ooICRXdlp0mlZ4OrJyMgQQJ-BdtFWCpdk-yX_VpYo1xxug

○電子委任状で納税証明の代理請求が可能に

令和3年7月1日から、本人が作成した「電子委任状（納税証明用）」の添付があれば、税理士等の代理人の利用者識別番号による納税証明書の代理請求や代理受領が可能となった。これにより、請求、手数料支払い、受領、までの一連の手続きを代理人が行うことができるようになる。

<https://www.tabisland.ne.jp/news/tax/2021/0708.html?fbclid=IwAR2yt-sESz8bgt3GLlxxXvfPSWUNL35oHWV87QBJ2DM6Mrpor9WbfNR45qI>

○仮想通貨に関するFAQ公表

国税庁は6月30日、「暗号資産に関する税務上の取扱いについて」と題するレポートを公表。暗号資産（仮想通貨）貸付に関する内容が追加された。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/virtual_currency_faq_03.pdf
<https://coinpost.jp/?p=258912&fbclid=IwAR1kHcMJ6zNuoQWLjpKtUw9iX7BVswFzFjbaNdqVx2WUK7hxOWj6ltthKi8>

○新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い公表

国税庁が発表したFAQによると、コロナ対策のための諸費用やテレワーク実施のための実費（通信費・水道光熱費に関しては計算式あり）を企業が負担した場合、給与として課税しない。「もらった社員が使い切らなかった場合、会社に返還する義務がある」ときは課税しないとの考え方が改めて示された。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/04.htm?fbclid=IwAR19RPYDJwr5oBekH4uyWDkd-v4APvIFTcDDPInr0cUEjSPi2KjvkGYmusg>
<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

○中小企業投資促進税制の指定事業の範囲拡大

令和3年度税制改正により、不動産業、物品賃貸業、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等が新たに指定事業の範囲に追加された。中小企業投資促進税制とは、「経営力向上計画」の認定を受けているなど一定の要件を満たす事業者が、投資を拡大することにより税額控除など税制上の恩恵を受けられる制度。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyokigyoutousisokuszzeisei.htm>
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/tyuusyokigyoutousisokusinzeisei_summary.pdf

○低解約返戻型通増定期保険の節税プランにメス、相続税取扱いは不変

報道発表によると、一定の生命保険契約をその解約返戻金が高い時期に経営者個人に名義変更することで節税を狙う商品に関する法改正が見込まれている。適用に僅かなリスクはあるが、相続税法では解約返戻金での評価をしても概ねOK。

<https://www.asahi.com/articles/ASP3J5293P3HULFA01G.html>

○火災保険料率上昇の見込み

「火災保険」の保険料が、来年度以降、さらに値上がりする見通し。保険料の目安について損害保険各社で作る団体は、過去最大の10%程度引き上げる方向で最終的な調整に入った。

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20210519/k10013040351000.html?fbclid=IwAR3-6Fd-vun0JscQaf8EW_9xjzTkMRJe9kA-OLdycyL060mrEX0H0xStyuc

○税務署でのコロナウイルスによる延長申請に関する取扱変更

税務署で個別指定による期限延長を申請する場合、これまでは、期限までに申告・納付等することができない理由について、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていたが、令和3年4月16日以降は「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要がある。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/pdf/faq.pdf>

○消費税確定申告期限の、延長申請による期限の延長が可能に

法人税の申告期限について決算日より2ヶ月後から申請により3ヶ月後に申告期限を遅らせることのできる制度があったのに合わせ、消費税の申告期限も申請により3ヶ月後に遅らせることができるようになった。申請によっても納付期限は延長されず、引き続き2ヶ月以内の見込み納付が必要となる。

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/0020003-179_01.htm

○祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

リーフレットが公表された。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku-zoyo/201304/pdf/0021005-011.pdf?fbclid=IwAR3pW6QFkF7P-X2YNSDrBWW1lEuvunPPtpzezR7rCGdzszk4TlwNHjq4Udk>

○結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

リーフレットが公表された。

https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0021005-083_06.pdf?fbclid=IwAR2nb9KBQTpJ5OKj7QwaE4t0TPfC_82GJCFbuCNvtgXx983i64eBT_OO2gI

◆社会保険・労務関係◆

○最低賃金は東京都「1,041円」、神奈川県「1,040円」へ10月より *New!*

審議会において答申がとりまとめられ、目安としては全国一律28円の引き上げとなる見通し。あわせて雇用調整助成金、業務改善助成金（事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合に助成する）について各種緩和・特例措置が設けられる。

<https://pc.saiteichingin.info/>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/shienjigyou/03.html

○自転車配達員などを労災保険の加入対象に *New!*

9月1日より、フードデリバリーなどの自転車配達員（労災保険料率1000分の12）、ITフリーランス（同1000分の3）を労災保険の特別加入の対象に追加された。今後も特別加入対象の拡大を検討するという。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00001.html

○出生時育児休業の創設、育休分割取得などの施工日は令和4年10月1日に *New!*

男性でも育児休業を取得しやすいものとするための「出生時育児休業」の制度の創設や、育児休業の分割取得を可能とする法律の施行日が令和4年10月1日となることが明らかとなった。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000789715.pdf>

<https://www.psrn.jp/topics/detail.php?id=17577>

参考：育児介護休業法が改正

- 1, 労使協定を締結して適用除外した場合を除き、有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件「事業主に引き続き雇用された期間1年以上」の要件を廃止
- 2, 育児休業・妊娠・出産に関しての雇用環境整備を義務付け
- 3, 2週間前までの申請で、子の出生後8週間以内に4週間まで取得することができる柔軟な育児休業の枠組み「出生時育児休業制度」を創設
- 4, 育児休業の2回までの分割取得を可能に
- 5, 常時雇用労働者数1,000人超の事業主に育児休業取得状況について公表することを義務付け

以上を内容とする法案が成立した。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000130583.html>

○雇用保険「特例高年齢被保険者」創設

令和4年1月1日より、複数の事業所に雇用され、2つの事業所での所定労働時間を合算すると週20時間以上の資格取得要件を満たす高年齢者は新たに「特例高年齢被保険者」として雇用保険に加入することができる。原則として本人が住所地のハローワークで手続きを行うが、必要な書類の証明を求められた事業主は速やかにその証明をしなければならない。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11601000/000795630.pdf>

○脳・心臓疾患の労災認定基準見直しへ

従来の労働時間の長さという単一基準ではなく、「休日なしの連続勤務」「勤務間インターバルの短い勤務」「身体的負荷を伴う業務」の有無も負荷要因として追加する等の検討会の報告書が了承された。早ければ9月にも通達が発出される見込み。この種の疾患で労災認定が下りやすくなる可能性がある。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19809.html

○国民年金手帳は廃止、番号通知書へ

令和4年4月1日から新規の国民年金手帳は発行されず、「基礎年金番号通知書」が交付される。現に交付されている国民年金手帳は、引き続き年金関係手続きの請求書等に添付する書類として使用できる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000636611.pdf>

○ハローワークインターネットサービスの機能が拡充

令和3年9月21日より。オンライン上で求職者マイページを開設できるようになるなど、ハローワークのインターネットサービスの機能が拡充する。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20400.html?fbclid=IwAR0YVooiHXdPRAA1F1p1MPqfZzOar5sRroNh_4xB4girAqVZleSQiiWlQ3A

○コロナの影響で賃金を急減させた場合の社会保険標準報酬月額の特例改定継続

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で令和2年4月から令和3年7月までに賃金を急減させた場合、その翌月に社会保険の等級を臨時に引き下げることができていた特例が、引き続き令和3年12月まで継続されることが明らかとなった。

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2021/202108/0810.html?fbclid=IwAR2F7eflTIwupMVQIWat4TFYJUs6Rj_-wy0mOLOuJSsVcPTH5cv_Dzkwd-4

○就活終了強要などを禁止する指針の改正

令和3年4月30日に、厚生労働省若者雇用促進法にもとづく事業主等指針が改正。若者の自由な職業選択を妨げる行為の禁止、募集・採用活動等で得た個人情報の適正な管理、就職活動・インターンシップを行う学生等に対するハラスメントの防止、採用内定者に対する内定辞退等の勧奨の防止が盛り込まれた。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000184815_00014.html

○雇用継続給付の添付書類が一部省略可能に

令和3年8月1日より、①高年齢雇用継続給付金の手続きで必要な被保険者年齢確認書類（運転免許証や住民票の写し）②手書きで申請書を記入する場合以外での育児休業給付金、介護休業給付金で必要な払渡希望金融機関確認書類（通帳の写し）を不要とする取り扱いに変更された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000783315.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000783316.pdf>

○過労死等防止対策大綱の見直し案了承

政府の過労死等防止対策推進協議会は過労死等防止対策大綱の見直しを3年ぶりに了承し、閣議決定が行われる。時間外労働週60時間以上の雇用者の割合を5%以下、年次有給休暇の取得率70%以上の企業の割合を70%以上、等の数値目標が決定され、行政のデジタル化等にも言及があった。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000101654_00003.html

○後期高齢者の医療費2割負担が決定

75歳以上の後期高齢者のうち、一定以上の所得がある人の窓口負担を2割とする医療制度改革関連法が成立した。適用開始は2022年10月から2023年3月までの間。

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUA012080R00C21A6000000/?unlocked=1&fbclid=IwAR1Kv1kODs-pgii5YrzL2dh6XkumBBM8HcsFW-8uyxhd9vl934aca8XEzM0>

○障害者雇用促進法の改正

2021年3月1日より、目標となる障害者雇用率である法定雇用率の引き上げ（民間企業で2.2%から2.3%に変更）が実施された。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000694645.pdf>

◆補助金・助成金リンク集◆

○J-net21 補助金・助成金・融資検索サイト

<https://j-net21.smrj.go.jp/snavi/support/>

○ミラサポ plus 中小企業向け補助金・総合支援サイト

<https://mirasapo-plus.go.jp/>

○中小企業庁補助金等公募案内ページ

<https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/koubo/>

○東京都中小企業振興公社助成金事業案内ページ

<https://www.tokyo-kosha.or.jp/support/josei/>

○雇用関係助成金検索ツール

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/index_00007.html

○雇用関係助成金簡略版リーフレット集

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufu_kin/index.html

○東京都産業労働局の助成金ページ

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/shoko/jyosei/>

○東京しごと財団雇用環境整備事業

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/index.html>

○大田区役所の助成金ページ（多くの自治体に同様のページがあります）

<https://www.city.ota.tokyo.jp/sangyo/kogyo/joseikin/index.html>

○経済産業省 産業競争力強化法支援策一覧

https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/index.html?category=%25E4%25B8%2580%25E8%25A6%25A7

※音田崇幸は、東京都八王子市の広大な市街地農地の評価額を巡る「相続税更正処分等取消請求事件 平成30年行（行ウ）第338号」において、補佐人税理士として小川亮太郎弁護士と共に国から完全勝訴を勝ち取りました。

<https://www.zeiken.co.jp/zeimutusin/article/no3626/TA00036261201.php>

※本を出しました。

「100年続く企業を目指す！ 二代目社長のための事業承継読本」

音田崇幸著（幻冬舎、2020年12月発刊）

https://www.amazon.co.jp/100%E5%B9%B4%E7%B6%9A%E3%81%8F%E4%BC%81%E6%A5%AD%E3%82%92%E7%9B%AE%E6%8C%87%E3%81%99-%E4%BA%8C%E4%BB%A3%E7%9B%AE%E7%A4%BE%E9%95%B7%E3%81%AE%E3%81%9F%E3%82%81%E3%81%AE%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99%E8%AA%AD%E6%9C%AC-%E9%9F%B3%E7%94%B0-%E5%B4%87%E5%B9%B8/dp/4344931092/ref=sr_1_5?__mk_ja_JP=%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%8A&dchild=1&keywords=%E4%BA%8B%E6%A5%AD%E6%89%BF%E7%B6%99&qid=1614043348&sr=8-5

